

「介護予防・生活支援サービス事業」の基準や報酬等の（案） についてご意見をお寄せください

平成27年4月の介護保険法改正により、新たに市町村が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」（同法第115条の45第1項に規定。以下「新しい総合事業」という）が創設されました。

これにより、要支援認定を受けた方が利用する全国一律の「介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」が「新しい総合事業」に移行することとなり、そのサービス内容や運営の基準等は、それぞれの市町村が独自に定める必要があります。

仙台市でも、平成29年4月から「新しい総合事業」を実施します。それに伴い実施する「介護予防・生活支援サービス事業」のサービス基準や報酬等の（案）について、市民の皆さまからご意見を募集します。

1 募集期間

平成28年8月25日（木）から9月23日（金）まで

2 募集方法

市役所本庁舎1階市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、区役所障害高齢課および総合支所保健福祉係、市役所本庁舎8階介護保険課、地域包括支援センター、仙台市福祉プラザ、シルバーセンターで資料を配布します。

また、資料は仙台市のホームページにも掲載します。

3 配布資料

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業【訪問型サービス・通所型サービス】サービス類型
仙台市が実施するサービスの内容や人員基準、利用者負担、サービス利用限度額などについて記載しています。
- (2) 仙台市「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」について
「新しい総合事業」の概要や現行制度からの変更点などについて記載しています。

4 意見の提出先

任意の様式（様式自由）に住所、氏名、ご意見を記載の上、募集期間内に郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法でご提出ください。

宛先 仙台市健康福祉局保険高齢部介護保険課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

電話 022-214-8246 FAX 022-214-4443

メールアドレス fuk005170@city.sendai.jp